資料２　　高齢者・障がい者の除雪対策事業について

Ｈ１９．８．９保健福祉部高齢者支援課

１ 除雪サービス事業

【概要】

除雪が困難なひとり暮らしの高齢者又は高齢者世帯及び重度身体障がい者世帯で、市内に代わりに除雪を行える親族のいない世帯を対象に、降雪時の通路を確保するための除雪を行う。

市は、社会福祉協議会に委託し、社協は地区社会福祉委員会、町内会・自治会、民生委員、その他の団体等と連携を図って実施する。

【根拠】　北広島市除雪サービス事業実施要綱

【対象者】

●代わりに除雪を行える親族が市内にいない方で所得要件を満たす次の方

①ひとり暮らしの高齢者（６５歳以上）又は高齢者世帯で、身体的事情により除雪作業が困難な世帯

②重度の身体障害のため除雪が困難な世帯

●所得要件

①市民税が非課税世帯

②市民税が均等割のみの課税世帯

③税制改正の影響を考慮して税制改正前と同じ基準で市民税を算出した結果、①または②の状態となる世帯

※　平成１８年度から、老年者控除、高齢者を対象とした非課税措置が廃止になっているが、この２つがあるものとして市民税を計算し、所得割が非課税になる場合を含む。

【除雪の範囲】

自宅前の通路（玄関から公道までの出入りが可能な範囲まで）

※除雪車による置き雪や家の周り（屋根なども）は対象外

【沿革】

昭和６２年度　社会福祉協議会の事業として開始

平成１１年度　市の事業

【平成１８年度実績】

利用者　２７０世帯　（内訳：高齢者２３１世帯、障がい者３９世帯）

【平成１９年度予算】

委託料 404 万５千円（財源は全額地域福祉基金）

２　融雪装置設置費補助事業

【概要】

　70 歳以上のひとり暮らし、70 歳以上の高齢者だけの世帯及び障がい者だけの世帯に対し、融雪装置（ロードヒーティング）設置費の一部を補助する。

【根拠】北広島市融雪装置設置費補助要綱

【対象者】

市内に１年以上居住し、次のいずれかの方だけで構成される世帯

・70 歳以上の高齢者

・重度の障がい者

【対象装置】

自宅玄関から公道までの間に、新たに設置するロードヒーティング

（固定型：埋設式・パネル式、移動型：パネル式・マット式）

【補助内容】

融雪装置の設置にかかる経費（工事費・購入費）の３分の２以内（補助限度額 20 万円）

受付期間　４月１日から１０月 31 日まで

【１８年度実績】

・６件

【平成１９年度予算】

300 万円（15 件分）

平成 18 年度ボランティアによる除雪（社会福祉協議会調べ）

〇北広島西高等学校（2 年生）　高齢者・障がい者宅の除雪　１日　参加者 284 人

〇広葉中学校　高齢者宅の除雪　１日　参加者 258 人

〇北広島西高等学校ＶＳＡ（ボランティア）部
障がい者宅の除雪　10 日　参加者延べ 50 人

〇道都大学サッカー部　高齢者・障がい者宅（２５世帯）の除雪　１日　参加者４３人

※　ボランティアによる除雪は、家の周りを行い、特に希望が多いのは「ベランダ」の除雪。軒下の除雪希望も多いが、危険を回避するため屋根から落雪しそうな時は実施しない。

【備考】

①札幌日大高校サッカー部は実施の意向であったが、平成 18 年度は雪が少なかったこともあって、実現されていない。

②平成 16 年度・17 年度にＤＯＨＴＯジュニアユースサッカーチームに所属する中学生 21 人が、高齢者・障がい者宅の除雪を実施している。